

町に育まれる展覧会

昨年10月、本学では学内展覧会「石膏像を見に行こう！」を開催しました。展覧会開催にあたりましては、玉村町にご後援をいただき、誠にありがとうございました。主催者の一人として、この場をお借りして御礼を申し上げます。町内でチラシを回覧していただいた効果もあり、回覧板を見て来たという町民の皆さんもいらっしゃいました。また、角田町長もご来場くださって、たいへん感激しました。

石膏像はデッサンの美術教材で、古代ギリシャ・ローマやルネサンスなどの古典彫刻を複製した石膏製の白い彫像です。この展覧会では石膏像を多角的にとらえ、美術史の観点から石膏像のオリジナル作品をたどったり、実技授業の石膏デッサンや石膏作品を紹介したりしながら、授業、研究からアニメまでを「石膏像」をキーワードにつなげてみました。企画の背景には、より多くの皆さんに美術に親しんでいただきたいという思いがありました。来場者からは、「おもしろかった」「楽しかった」というコメントを多くいただき、嬉しい限りです。

この展覧会は、文学部美学美術史学科と大学院文学研究科芸術学専攻の西洋美術史、アートマネジメント、

美学美術史学科・芸術学専攻 教授 藤沢 桜子

デザイン、絵画のゼミが初めて協働して展覧会を開催するという、新しい試みでもありました。東京藝術大学や高知大学、埼玉大学、ホルベイン画材株式会社からは、研究成果や教育、またアニメ関連の貴重な資料をご提供いただき、多大なご協力のもと、学術連携や産学連携にもつながりました。

本学科・専攻では、学生作品を中心に展覧会を開催しています。どうぞお気軽に本学にお越しください。そして、今後とも学生の成長を温かく見守っていただければ、ありがたく存じます。これからもどうぞよろしくをお願いします。

「石膏像を見に行こう！」展ウェブサイト

○本学ウェブサイト

http://www.gpwu.ac.jp/inf/info/info20160912_0000sekkou.html

○美学美術史学科ブログ

<http://kenjo-bigaku.blogspot.jp/2016/10/blog-post.html>



住民自治のまちづくり

経営企画課
☎64-7711

NPO法が改正されました

平成28年6月に特定非営利活動促進法（NPO法）が改正され、平成29年4月1日から施行されます。以下は改正の主な内容です。

◎事業報告書等の備置期間が延長されます

事業報告書等を事務所に備え置く期間が「翌々事業年度の末日まで」（約3年間）から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」（約5年間）となります。所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も過去5年間に提出された書類となります。

◎認証申請時等の添付書類の縦覧期間が短縮されます

所轄庁が認証時等に行う現行2カ月間の縦覧期間について、1カ月間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります。

◎内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

NPO法人や所轄庁は、内閣府ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるものとします。

◎貸借対照表の公告が必要になります

毎年度、貸借対照表を公告する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります。

公告方法は①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人のホームページなど）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置、があります。公告方法は定款で定める必要があります。

（注）貸借対照表の公告に係る規定の施行日は平成29年4月1日ではなく、別途、政令で定める日（公布の日から2年6カ月以内）となります。それまでは「資産の総額」の登記が必要です。

改正内容の詳細は内閣府NPOホームページ

「<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei/>」を参照ください。